

# 安全管理規定

藤西阿観光株式会社

# 安全管理規定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保する為に遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規定は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### (人命の尊重)

第3条 社員は「人命の尊重を最優先し、常に安全の達成に努めます」という企業姿勢を実践し、輸送の安全の確保に努める事。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 代表取締役は、輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、内部に周知する。当該方針には、次の事項を含むものとする。

- (1) 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内に似おいて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- (3) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重要施策)

第5条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次ぎ掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全性の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。

- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める事。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する事。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、適確に実施する事。
- (6)

### (輸送の安全に関する目標)

第6条 目標は第3条に掲げる方針に基づき、策定する。

### (輸送の安全に関する計画)

第7条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重要施策に応じて、輸送の安全を確保する為に必要な計画を作成する。

2 計画の作成に当たっては、以下の点を考慮する事等により、現状の問題点を把握し、より輸送の安全の確保に資する改善効果の高いものになるようにする。

- ① 自社の人材、車両、施設、交通の状況の現状を把握する事。
- ② 過去の事故、過去の計画の実施状況等を踏まえたものとする事。
- ③ 運転者の声を汲み上げる等、現場を踏まえたものとする事。
- ④

## 第3章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及び その管理体制

### (代表取締役の責務)

第7条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 代表取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 代表取締役は、輸送の安全の確保する為の業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

### (組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保する為の企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害に対応する場合も含め、それぞれ別に定める組織図による。

3 安全マネジメントを円滑に推進する為、安全マネジメント委員会を設置する。

4 安全マネジメント委員会の組織、運営については別に定める。

### (安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 専務取締役を安全統括管理者として選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当する事になった時は当該管理者を解任し、会社組織図の上位の者から順に安全統括管理者に選任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出された時。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になった時。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められた時。

### (安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる職務を有する。

- (1) 社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する事。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持する事。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施する事。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知する事。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて第15条に定める内部監査を行い、結果について代表取締役に報告する事。
- (6) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (7) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する事。

- (8) 輸送の安全を確保する為、社員に対して必要な教育または研修を行う事。
- (9) その他の輸送の安全に関する統括管理を行う事。

## 第4章 輸送の安全の確保する為の事業の実施 及びその管理の方法

### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 安全統括管理者や運行管理者と運転者との双方向の意思疎通を十分に行う事により、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態を発見した場合には、看過したり、隠匿したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な措置を講じる。

### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が社内に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は報告規制の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届け出を行う

### (輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成する為、必要となる人材育成の為の教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

2 安全マネジメントが効果的に運用されるよう、安全マネジメントを担当する要員に対する教育及び研修を行う。

3 教育及び研修については、輸送の安全を確保する観点から一層重要な意義を有している

ことから、以下の点に留意するものとする。

- (1) 運転者の年齢、経歴、能力等に応じたものにする事。
- (2) 知識を普及させることに重点を置く手法に加えて、問題を解決する事に重点を置く手法を取り入れるとともに、グループ討議、「参加体験型」研修等受講者が参加する手法も取り入れる事。
- (3) 自動車運送に係る安全の多様なリスクを取り上げ、「そのリスク」が少なくなるような内容とすること。
- (4) 教育及び研修に関する効果判定を行い、一層充実したものとする事

### (輸送の安全に関する内部監査)

第15条 内部監査は監査の厳正を期すため、とする。

安全統括管理者は自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検する為、少なくとも1年に1回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理は内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合にはその内容を輸送の安全の確保の為に必要な方策を検討し、必要に応じ、是正措置、又は予防措置を講じる。

### (輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理は、事故、災害等が発生した場合、又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合には輸送の安全の確保の為に必要と認める場合には輸送の安全の確保の為に必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。

2 悪質な法令違反により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項に置いて現在よりも更に高度の安全の確保の為に措置を講じる。

### (情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規定、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、外部に対して公表する。

2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保の為に講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

### (輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規定は業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、実施した是正措置又は予防措置等を記録し、これを3年間保存する。

3 第2項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付則 この規定は平成26年1月9日から実施する。